

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程） 設置の趣旨等を記載した書類

ア. 設置の趣旨及び必要性

(1) 共立女子大学における大学院並びに看護学部の整備状況

1) 共立女子大学大学院の整備状況

共立女子学園は、明治 19 年に、女性の社会的地位の向上を目指し、女性に適した職業と自活の能力の修得という理念のもとに創立した共立女子職業学校に始まる。

本学は、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い社会に広く貢献できる、自立した人材を育成する」ことを目的としており、共立女子大学大学院（昭和 41 年度開設）、共立女子大学（昭和 24 年度開設）、共立女子短期大学（昭和 25 年度開設）、共立女子高等学校（昭和 23 年度開設）、共立女子第二高等学校（昭和 45 年度開設）、共立女子中学校（昭和 22 年度開設）、共立女子第二中学校（昭和 59 年度開設）、共立大日坂幼稚園（昭和 30 年度開設）を設置し、設立目的の達成に努め、我が国における女子教育の発展に大きな役割を果たしてきた。

共立女子大学大学院については、昭和 41 年度に文芸学研究科英文学専攻及び演劇学専攻（修士課程）を設置したことに始まり、その後、昭和 51 年度に文芸学研究科日本文学専攻（修士課程）を設置、昭和 55 年度に家政学研究科被服学専攻及び食物学専攻（修士課程）を設置した。平成に入ると、平成 6 年度に家政学研究科人間生活学専攻（博士後期課程）並びに比較文化研究科（修士課程）を設置、平成 23 年度に比較文化研究科（修士課程）の学生募集を停止する一方、家政学研究科建築・デザイン専攻及び児童学専攻（博士前期課程）、並びに国際学研究科（修士課程）を設置した。さらに、平成 27 年度には、文芸学研究科日本文学専攻・英文学専攻・演劇学専攻（修士課程）の学生募集を停止する一方、文芸学研究科文芸学専攻（修士課程）を設置した。

このように、共立女子大学は継続的に大学院教育の充実を図り、今日に至っている。

2) 共立女子大学看護学部看護学科の整備状況

本学の看護学教育については、平成 16 年度に開設した共立女子短期大学看護学科より始まる。共立女子短期大学看護学科においては、看護専門職として必要な知識と技術及び基本的な看護実践能力に加えて、医療に従事する者に求められる広い教養を基盤にした豊かな人間性と、将来にわたって専門性を深めていくための自己研鑽力を兼ね備えた人材の養成を目指して教育研究活動を展開してきた。看護師国家試験合格率は、毎年度全国平均を上回り、求職者に対する就職者の比率も毎年度 100%を達成する等、開設以来、看護人材の輩出に一定の成果を収めてきた。このような教育実績を踏まえ、今後ますます高度化・複雑化する看護ニーズに対応できる質の高い人材の養成を実現していくために、看護師教育に特化した看護学部を、全国に先駆けて平成 25 年度に開設した。

共立女子大学看護学部看護学科の教育課程の編成にあたっては、学士課程における看護師教育として、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定める教育内容を包含

しつつ、次のような特色をもって、教育を展開している。

- ・『教養教育科目』：豊かな人間性を涵養するために、学部・在籍年次の枠を超えて学ぶ充実した教養教育を実施。
- ・『専門基礎科目』：看護の基盤となる知識・能力・態度を養成する「人体の構造と機能」、「疾病と治療」、「看護の基礎」及び「社会と医療」の4つの科目群によって実施。
- ・『専門基幹科目』：看護学の中核となる知識・技術・能力・態度を育成する科目を、「基礎看護学」「成人看護学」「高齢者看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「地域・在宅看護学」の7つの専門分野構成にて実施。
- ・『看護研究』『専門展開科目』：課題探究能力並びに看護実践のための専門性を発展させる能力を育成する科目を展開。

なお、看護学部開設以降、入学志願者数は毎年度募集定員を大きく上回っている。そのため、看護学に対する深い関心を持ち、高等学校までの基礎学力と自ら課題を探究する行動力を備え、かつ主体的な学習姿勢を持つ意欲的な学生が入学してきている。

共立女子大学看護学部看護学科は、平成28年度で完成年度を迎え、平成29年3月に第1期生を輩出する。この間、看護師教育に特化した看護学部の特色を生かし、上述の教育課程を通じて、看護実践の基礎的能力の育成はもちろんのこと、学士レベルの課題探究能力と看護実践の専門性を発展させる能力の涵養に努め、自己研鑽への指向性と能力の高い学生の育成に専心してきた。また教員も、学部設置以降の4年間を通して、組織的に教育・研究能力の向上に取り組んできた。このように満を持して、平成29年4月から、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設することを計画した。

【資料1：共立女子短期大学看護学科・共立女子大学看護学部の入学状況及び卒業状況】

(2) 共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置の必要性

1) 看護人材の養成に対する社会的要請

20世紀から21世紀にかけて、医療を取り巻く状況は大きく変わった。男女とも平均寿命が80歳を超え、医療や介護を必要とする高齢者は、社会保障制度を圧迫するほどに急増している。また、疾病構造の変化や医療の高度化によって、複数の疾病、慢性疾患や障がいとともに、地域で日常生活を営む人々も増えている。健康概念は、「単に病気がない状態」から、「心身の状態に応じて生活の質が最大限に確保された状態」へと変わり、医療の目標も「治療・救命」から「機能回復・人生支援」へ、利用者に対する支援観も「治す」から「支える」へと変わりつつある。このような変化の中で、国民の健康を支えていくためには、治療を提供する医療と、予防・健康づくりを行う保健、また在宅ケア・リハビリテーションを含む福祉が連携、協働し、利用者並びに地域のニーズに応じて一体的、体系的に支援を提供する「地域包括ケア」の構築と推進が喫緊の課題とされている。しかし、現在は急性期医療を中心に構築されたヘルス

ケアシステムからの転換の途上にあるため、治療と生活、病院と在宅、急性期ケアと長期ケアの間の移行に際してさまざまな齟齬が生じている。この齟齬を解決するには、広域な視野をもって個々のニーズや環境全体を見わたし、既存のケア方法やシステム・制度を分析して、様々な分野の人々と手を携えながら、利用者を支える新たなケア方法や仕組みを提案、実践することのできる人材が強く求められる。

これまで看護界は、質の高い医療や看護を受けたいという国民のニーズに応え、看護教育の大学教育への移行を進め、一定量の人材を輩出してきた。しかし、この大きなヘルスケアシステムの転換期において、新たなニーズに対応した改善策を考案、実践する力を備えた人材の充足には、至っていない現状にある。そのような実践能力、あるいは研究能力を有する人材の育成に貢献するために、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を開設することは、永きにわたり女子高等教育の一翼を担ってきた本学の使命と言える。

2) 共立女子大学看護学部看護学科にかかわる卒業生・在学生からの要請と学生確保の見通し

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）に対する卒業生・在学生のニーズ、並びに入学定員に対する学生確保の見通しを明らかにするために、以下の2つのアンケート調査を実施した。

調査A：平成16年度に共立女子短期大学看護学科を開設し、第1期卒業生を平成19年3月に輩出している実績を踏まえ、共立女子短期大学看護学科の全卒業生を対象とした調査（調査配付数718件、有効回答数208件、有効回答率28.9%）

【資料2：共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）【設置構想中】（平成29年4月開設予定）に関わる進学ニーズ調査報告書【短大卒業生対象】】

調査B：基礎となる学部である共立女子大学看護学部看護学科の3年次学生（第1期生）を対象とした調査（調査配付数85件、有効回答数83件、有効回答率97.6%）

【資料3：共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）【設置構想中】（平成29年4月開設予定）に関わる進学ニーズ調査報告書【学部生対象】】

調査にあたっては、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）【設置構想中】は、平成29年4月の開設を目指して計画中であり、変更があり得る旨を明確にした上で、基本情報として、入学定員、収容定員、修業年限、学位、本学看護学教育の沿革、人材養成目的、教育目標、教育課程編成の考え方と特色、初年度納付金（都内の看護系大学大学院の初年度納付金状況を含む）、修了後の進路、アクセス等を示して、調査を実施した。

調査Aより、問9.「共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の入

学試験に合格した場合、進学についてどのように考えますか。」という質問に対して、「①進学したい」が 97 名となり、入学定員の 5 名を大きく上回る結果となった。(看護系大学大学院(修士課程)への進学意向を問うた、問 5 において「進学を希望していない」と回答した者を除いた 126 名中の 77.0%にあたる)

調査Bより、問 5.「共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の入学試験に合格した場合、進学についてどのように考えますか。」という質問に対して、「①進学したい」が 60 名となり、入学定員の 5 名を大きく上回る結果となった。(看護系大学大学院(修士課程)への進学意向を問うた、問 1 において「進学を希望していない」と回答した者を除いた 75 名中の 80.0%にあたる)

調査A、Bの結果から、卒業生・在学生には大学院進学への多くのニーズがあることが把握された。また、入学定員 5 名について、将来にわたり安定的に志願者・入学者を確保する十分な見通しがつくと判断する。

(後述の「10. 学生確保の見通し等を記載した書類」のうち、学生確保の見通し及び申請者としての取組状況に詳述)

3) 共立女子大学看護学部看護学科にかかわる保健医療機関からの要請

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)に対する保健医療機関の意向を把握するため、共立女子短期大学看護学科卒業生の就職先並びに共立女子大学看護学部看護学科の実習施設である保健医療機関に対して、以下のアンケート調査を行った。

調査C：共立女子短期大学看護学科の卒業生の就職先の施設並びに共立女子大学看護学部看護学科の実習施設、合計 255 機関(就職先の施設と実習施設が同じ場合は、ひとつの施設としてカウントし重複を除く)を対象とした調査(調査配付数 255 件、有効回答数 71 件、有効回答率 27.8%)

【資料 4：共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)【設置構想中】(平成 29 年 4 月開設予定)に関わる採用ニーズ調査報告書【施設対象】】

調査にあたっては、前掲の調査A、Bと同様に、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)【設置構想中】は、平成 29 年 4 月の開設を目指して計画中であり、変更があり得る旨明確にした上で、基本情報を示して実施した。

問 1.「共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)は貴施設にとって必要であると思われますか。」という質問に対して、「とても必要だと思う」が 6 施設(8.5%)、「必要だと思う」が 52 施設(73.2%)であり、合計 58 施設(81.7%)が共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の設置を要請するという結果となった。

また、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)の修了予定者の採用ニーズを把握するため、問 4.「貴施設において、共立女子大学大学院看護学研究科

看護学専攻（修士課程）【設置構想中】の修了生を採用したいとお考えになりますか。（第1期生の卒業は、平成31年3月になります。）という質問に対して、「採用したい」が18施設（31.0%）、「採用を検討したい」が38施設（65.5%）であり、合計56施設（96.5%）が共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の修了生採用の意向があることが分かった。

さらに、問5.「貴施設において、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）【設置構想中】の修了生を採用していただく場合の人数（予定）をご教示ください。」という質問に対して、「1人」が11施設（19.0%）、「2人」が9施設（15.5%）、「3人」が0施設（0.0%）、「4人以上」が4施設（6.9%）という結果となり、合計24施設から計45人以上の採用の意向が示された。

以上のように、共立女子大学看護学部との関わりが深い保健医療機関に限定しても、大学院教育の必要性、大学院修了生採用の必要性の双方の観点から、本学における大学院修士課程設置に対する高いニーズの存在が示されている。共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の開設予定地である、神田一ツ橋キャンパスは、東京都の中心部である千代田区に位置し、徒歩5分以内に3駅4路線を有する屈指の利便性を誇り、また、近隣区には多くの保健医療機関が存在する。このような立地面からも、社会人（現役看護師）の大学院進学や関係機関での修了生の採用に対する潜在的ニーズが存在することも推測される。

(3) 教育研究上の理念・目的

1) 教育研究上の理念・目的と人材養成目的

看護系大学院（修士課程）で養成すべき能力の指針としては、一般社団法人日本看護系大学協議会の「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究報告書（平成26年3月）」（以下、「日本看護系大学協議会報告書」）に示された、看護学の博士前期（修士）課程修了生が修得すべき10項目の能力が挙げられる。その具体的内容は以下のとおりであり、その目指すところは、「現状を変えうる研究能力と看護実践能力を備えること」に他ならない。

- ①看護の課題を科学的に探究し、エビデンスを活用する
- ②看護の対象（個人・家族・集団・地域）に対して、高度な看護を実践する
- ③看護実践やケア環境の質の改善に向けて取り組む
- ④ケアが提供されている組織やシステムを分析し、ケア環境を改善する
- ⑤リーダーシップを発揮し、ケア提供の場や人的環境を整える
- ⑥専門性の相違を尊重した上で多職種間の協働を推進する
- ⑦現行の法律・制度・政策が健康と看護に与える影響を分析し、解決策を提案する
- ⑧看護学の発展に寄与できる教育環境づくりに取り組む
- ⑨倫理的・文化的感受性を持ち、専門職としての責務を果たす
- ⑩看護学の発展に寄与できるアイデンティティを形成する

一方、共立女子短期大学看護学科の全卒業生に対する大学院で修得したい能力に関する意向調査（前掲調査A）では、「高度な看護実践」、「看護の質の改善」、「多職種協働の推進」、「科学的探究、エビデンスの活用」に係る能力を重視する回答が多数を占める結果であった。また、共立女子大学看護学部看護学科の3年次学生に対する意向調査（前掲調査B）によれば、「高度な看護実践」、「多職種協働の推進」、「専門職としての責務を果たす」、「科学的探究、エビデンスの活用」、「看護の質の改善」に係る能力の向上を希望する者が多い、という結果であった。さらに、本学の臨地実習施設及び就職先施設を対象とする意向調査（前掲調査C）における、大学院修士課程でどのような能力を身につけた人材を育成すべきかの問いに対しては、「高度な看護実践」、「看護の質の改善」、「多職種協働の推進」、「リーダーシップを発揮した、ケア環境の整備」、「科学的探究、エビデンスの活用」を求める回答割合が多い結果であった。以上のように、高度医療に対応できる人材はもちろんのこと、複雑な健康課題や生活上の困難をもつ利用者が質の高い生活を送ることができるよう、さまざまな分野の資源と連携協働し、解決策を見出すことができるような研究能力・看護実践能力、あるいはそれらを備えた人材を、短期大学の卒業生、学部学生並びに保健医療・看護の実践現場も求めていることを確認した。

これまで述べてきた看護系大学院設置に対する社会的要請、日本看護系大学協議会が示した大学院教育への指針、並びに本学が独自に行った調査から把握した保健医療機関や卒業生・在学生のニーズを踏まえて、ヘルスケアシステムが「地域包括ケア」中心に大きく転換しゆく中、看護実践や制度・システムを分析し、新たなニーズに対応した改善策を考案し、実践する力を備えた人材の育成に貢献するため、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の人材養成目的としては、

「広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材を養成する。」ことを掲げる。

2) 教育目標

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）においては、看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材を養成するという人材養成目的を達成するために、教育目標として以下を掲げる。

- ① 看護学及び看護実践に関連する分野の理論と最新の知見を活用することのできる論理的思考力を育成する。
- ② 看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案することのできる能力を育成する。
- ③ 高度なアセスメント能力と対人支援能力を基盤とした、看護実践の質の向上を牽引する能力を育成する。
- ④ 保健医療福祉の政策・制度、組織及びシステムに働きかけ、療養生活並びに健康生

活を支える環境を改善する能力を育成する。

- ⑤ ケアの対象者並びに多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、研究及び実践における連携・協働を推進する能力を育成する。

これらの目標は、「日本看護系大学協議会報告書」に示された、看護系大学院の修士課程（博士前期課程）修了生に求められる能力の観点、すなわち、学士課程において身につけた知識・技術を活用して、より高度な看護を実践すること、看護実践やケア環境の改善に向けて取り組むこと、多職種間の協働を推進すること、専門職としてのアイデンティティの形成等も踏まえたものであり、修士課程教育としての適切な教育目標であると考えられる。

イ. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）においては、その人材養成目的並びに教育目標に基づき、広い視野を備えた、高い看護実践能力と研究能力の育成に注力する。このため、現段階では、修士課程の充実を図ることに専心するが、修士課程設置後、教育研究の状況や学生の学修成果等について点検評価を行い、看護実践と看護学の発展に資する新たな知識や技術を創造し看護実践と教育・研究を牽引する人材の育成の必要性和、本学の準備状況に鑑みながら、今後の将来構想として、博士課程の設置について検討を開始する予定である。

ウ. 研究科・専攻等の名称及び学位の名称

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が、組織として研究対象とする中心的な学問分野は「保健衛生学関係（看護学関係）」である。

また、研究科の名称は「看護学研究科」とし、専攻の名称は「看護学専攻」、学位に付記する専攻分野の名称は「修士（看護学）」とするとともに、研究科名称の英訳は「Graduate School of Nursing」、専攻名称の英訳は「Nursing Studies」、学位に付記する専攻分野の名称の英訳は「Master of Nursing」とする。

研究科	専攻	学位
看護学研究科	看護学専攻	修士（看護学）
Graduate School of Nursing	Nursing Studies	Master of Nursing

エ. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程編成の考え方

現在、我が国は大きなヘルスケアシステムの転換期にあり、病気を治すことに主眼

を置く「治す医療」から、病を抱えながら生活する患者とその家族を対象とし、生活を主眼におきながら支援していく「支える医療」への進展（キュアからケアへ）に対応すること、疾病からの回復を図ることとともに、疾病と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を支援することが求められている。また、国民の求める「住み慣れた地域で尊厳のある生活の継続」を保証するには、健康な時の生活と病気の治療やそれに伴う療養生活とが分断することなく、円滑に移行できる、すなわちケアサイクルが滑らかに循環していなければならない。そのためには、「療養生活」「健康生活」それぞれの内実が整うための知見、「療養生活」と「健康生活」の間が円滑に移行できるための知見が求められる。加えて、ケアサイクルを循環させるには、「療養生活」「健康生活」が展開される場に根ざしたケアと、複雑なニーズに対応した統合的なケアの2つが不可欠である。このため、生活と支援（ケア）の継続性を重視した名称を用いて、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教育課程を、「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」の2領域を柱として編成した。

また、科目構成としては、看護学における研究能力・看護実践能力の共通基盤となる科目からなる『共通科目』、領域横断的な知識と、専門分野における研究能力・看護実践能力を深める教育課程編成上の柱である『専門教育科目』、そして『共通科目』『専門教育科目』を通じて修得した、幅広い視野と専門的な観点から課題を捉え、分析し、解決策を考案する能力を用いて、学位論文としてまとめていく『特別研究』の3つの科目区分を設けた。

このように、2つの領域と3つの科目区分を教育課程の主軸とし、前掲の5つの教育目標（6頁参照）を達成するため教育課程編成の方針「カリキュラムポリシー」を、次のように掲げる。

- ① 看護学及び看護実践に関連する理論と最新の知見を通して健康課題を分析し、専門性を深化させるための科目を、「療養生活支援看護学」「健康生活支援看護学」の2領域から成る『専門教育科目』に配置する。『専門教育科目』には、特定の分野に焦点をあて、専門的な知識と思考を修得する特論、専門分野の枠を超え、専門性の支えとなる広い視野と知識を修得する総論と演習を配置する。
- ② 看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案する能力の基盤となる科目を『共通科目』に配置するとともに、広い視野と深い専門的思考から課題を捉え、洗練する能力を涵養する科目を『専門教育科目』に配置する。さらに、研究を展開する能力としてこれらを統合する『特別研究』へと繋げる。
- ③ 看護実践の質の向上に向けた、高度なアセスメント能力と対人支援能力の基盤となる科目を『共通科目』に配置する。
- ④ 療養生活並びに健康生活を支える環境の改善に向けて、保健医療福祉の政策・制度、組織及びシステムに働きかける能力の基盤となる科目を『共通科目』に配置する。
- ⑤ ケアの対象者並びに多職種を持つ多様な価値観や背景を理解し、連携・協働のも

とに高度看護実践を展開し、牽引する基盤となる科目を『共通科目』に配置する。

- ⑥ 『共通科目』の学修から得た知識の、「療養生活支援看護学」「健康生活支援看護学」の各領域における研究・看護実践への適用・応用について理解を深めるための科目区分として『専門教育科目』を配置する。

特に、教育研究の 1 つの柱となる「療養生活支援看護学領域」は、病状の回復・安定と療養生活の質向上を支援する看護実践上の課題を見出すために必要な研究能力・看護実践能力の獲得を目的とし、看護管理学、小児看護学、成人看護学、老年看護学の 4 つの特論を配置するとともに、「療養生活支援看護学総論」及び「療養生活支援看護学演習」を設け、領域としての包括的な知識をもとに教育研究を一体的に行えるよう配慮している。

同様に、もう 1 つの柱となる「健康生活支援看護学領域」は、健康増進と生活の質の向上を支援する看護実践上の課題を見出すために必要な研究能力・看護実践能力の獲得を目的とし、母性看護学、精神看護学、地域看護学の 3 つの特論を配置するとともに、「健康生活支援看護学総論」及び「健康生活支援看護学演習」を設け、領域としての包括的な知識をもとに教育研究を一体的に行えるよう配慮している。

このように、専門性を深める一方、特定の科目の枠を超えて「療養生活支援」あるいは「健康生活支援」という広がりの中で柔軟に学ぶことを通して、既存の課題を解決に導く研究能力・看護実践能力を養成する。そのために、各授業科目においては、理論と実践事例の双方を関連づけて教授するとともに、複数の科目を体系的に履修するコースワークを充実させて、教育目標が達成できるように教育課程を編成している。

(2) 共通科目について

『共通科目』は、看護学における研究能力と看護実践能力の共通基盤となる基礎的素養の涵養を図るとともに、『専門教育科目』『特別研究』に繋がる科目区分である。

『共通科目』の科目数は 8 科目であり、看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案するための基盤となる能力の強化を目指し、「研究方法 I (看護研究概説)」、「研究方法 II (量的・質的研究法)」の 2 科目を必修科目とした。本 2 科目では、看護実践における研究を進める上で求められる倫理的姿勢、量的・質的研究の基礎、研究デザイン、研究プロセス、量的・質的研究法の特徴・限界・方法論について身に付けさせる。

その他の 6 科目については選択必修科目とし、このうち 6 単位以上を修得させ、ケアの対象者並びに多職種を持つ多様な価値観や背景を理解し高度看護実践を展開、牽引する基盤となる「看護倫理」と「看護教育」、人とその関わりについて学び高度な対人支援能力の基盤となる「フィジカルアセスメント」と「対人援助論」、制度化・システム化と連携について学び支援対象者を支える環境へ働きかける能力の基盤となる「保健医療福祉政策論」と「多職種連携」を配置した。

(3) 専門教育科目について

『専門教育科目』は、「療養生活支援看護学領域」、「健康生活支援看護学領域」からなり、領域横断的な知識と、専門分野における研究能力・看護実践能力を深めるものであり、教育課程編成上の柱となる科目区分である。また、『共通科目』から積み上げて研究疑問を洗練し、『特別研究』に繋げていく科目区分である。

学生は、「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」のいずれかを主として専攻する領域として選択し、総論2単位、特論2単位及び演習4単位の計8単位の修得を必須とする。

「療養生活支援看護学領域」には、療養生活の中心となる医療の場を基盤として学ぶ「看護管理学特論」、各発達段階における複雑・高度な健康課題に対応する「小児看護学特論」「成人看護学特論」「老年看護学特論」の4つの特論を配置している。「健康生活看護学領域」には、日常生活を送る場を基盤とする「地域看護学特論」、ライフサイクルを通じて発達・改善支援を行う「母性看護学特論」「精神看護学特論」の3つの特論を配置している。特論では、それぞれの分野の基盤となる概念・理論、主要な実践モデルについて、最新の知見をもとに教授することとし、理論とその実践への応用を身に付けさせる。

各分野の特論を一人の教員が担当する場合においては、科目の教授内容が、その教員の研究上の専門にとどまらず、科目の背景となる学問分野の基本的事項をおさえているか確認し、それら全体を教授できる教員を担当教員とし、一方、複数の教員が担当する場合においては、教授内容の確認については一人の教員が担当する場合と同様に行い、各教授項目に最も見識の深い教員をその部分の担当教員とした。このように、特論について、一人の教員が担当する場合と複数の教員が担当する場合において、教育の質に差が生じないように配慮するとともに、当該学問分野の基本的事項をバランスよく教授することによって、「幅広い学識の涵養」とともに学生への教育の共通的な質の担保を図っている。なお、特論は各回のテーマに応じて、講義形式及びグループディスカッション形式により展開していく。

また、支援の課題やあるべき姿を多角的に検討することができるよう、「療養生活支援看護学総論」「健康生活支援看護学総論」は、領域を構成する全教員によるオムニバス運営とした。さらに、ケアサイクルの観点から2領域の相互理解の必要性を重視し、学生に対して「療養生活支援看護学総論」「健康生活支援看護学総論」を合わせて履修することを推奨し、包括的な視点から高度な看護学の学術理論とその応用を修得することを可能とした。

「療養生活支援看護学演習」及び「健康生活支援看護学演習」においては、文献検討、フィールドワークとその成果発表、ディスカッションを通じて、研究疑問を洗練し、『特別研究』に向けて、効果的で実施可能な研究計画の立案へと繋がるよう展開する。

「療養生活支援看護学演習」及び「健康生活支援看護学演習」におけるフィールドワークでは、展開する場として、医療機関（入院・外来）、入所・通所施設、小規模多機能施設、行政や訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどを予定し、総論

で学んだ看護学の学術理論並びに特論で学んだ看護実践モデルを援用した看護実践を自ら行うことや、実践場面の観察、実践者や利用者へのインタビュー等を通して研究疑問の精緻化を図る。このように演習科目では、研究能力と看護実践能力を、車の両輪のごとく共に好循環させ研鑽の機会となることをねらいとしている。加えて、療養生活支援看護学領域と健康生活支援看護学領域を横断的に学ぶ履修モデルを示すことでも、幅広く看護実践能力の育成を目指している。

教育目標の達成に向けて、『共通科目』のみならず、「療養生活支援看護学総論」、「健康生活支援看護学総論」、「療養生活支援看護学演習」、「健康生活支援看護学演習」においても、高度な対人支援能力の基盤となる支援対象者の理解と支援方法に係る教育内容と、支援対象者を支える環境へ働きかける能力の基盤となる制度化・システム化並びに多職種との協働に係る教育内容を含めている。

『共通科目』に加え、これら『専門教育科目』を履修し積み上げていくことで、2年次通年科目の『特別研究』に繋げていく。

(4) 特別研究について

『特別研究』は、『共通科目』『専門教育科目』を通じて修得した、幅広い視点と専門的な観点から課題を捉え、分析し、解決策を考案していく能力を用いて、指導教員の研究指導を受けつつ、学位論文をまとめていく集大成の科目として位置づけている。単位数については、研究課題の明確化、研究計画書の作成、研究計画報告会、中間報告会、修士論文提出後の修士論文発表会という一連の学修を考慮するとともに、大学院設置基準において、卒業論文等、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合にはこれらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる（15条 大学設置基準の準用）と規定されていることを踏まえ、他の看護系大学院の研究指導科目の単位数の事例も参照した上で、8単位に設定した。

また、中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月）は、研究指導の在り方について、「高い専門性ととともに幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性・創造性を持った人材を養成する観点からは、異なる専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導を行う体制を確保することが重要である」と指摘している。これを踏まえて、『特別研究』においては、複数教員による研究指導體制及び論文審査体制をとることに加え、研究計画報告会、中間報告会、修士論文発表会において、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の全教員からの助言、指導を受けられる体制を整えた。

オ. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の基本的な考え方

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）における専任教員の配置計画については、大学院設置基準第9条第1項第1号を踏まえたうえで、当該専門分野における十分な研究業績、さらには、大学や大学院における十分な教育実績を有する教員を適切に配置する。なお、講義科目の一部には、非常勤講師を配置する。

前述のように、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教育課程は、人材養成目的・教育目標を達成する観点に加え、学部教育との継続性と専門性、社会的要請等を踏まえ、教育課程を『共通科目』『専門教育科目』『特別研究』の3つの科目区分に編成している。

特に、『専門教育科目』は、「療養生活支援看護学領域」、「健康生活支援看護学領域」からなり、領域横断的な知識と、専門分野における研究能力・看護実践能力を深めるものであり、教育課程編成上及び研究指導上の柱となる科目区分である。

そのため、当該科目に関連する充実した教育研究業績を有する本学教授・准教授が科目を担当することとし、領域として各分野を関連づけた教育研究を一体的に行うことから、「療養生活支援看護学領域」は、6名の教授と2名の准教授で、また「健康生活支援看護学領域」も、6名の教授と1名の准教授で構成されている。特に、「療養生活支援看護学総論」「健康生活支援看護学総論」と7つの「特論」は、教授が担当し、「療養生活支援看護学演習」「健康生活支援看護学演習」は教授が担当しつつ、一部、教授と准教授の共同授業を行う。

専任教員の保有する学位としては、専任教員15名のうち、博士の学位を保有する者は、13名（教授11名、准教授2名）で、修士の学位を保有する者は、2名（教授1名、准教授1名）である。

『共通科目』については、当該科目に関連する充実した教育研究業績を有する本学教授が担当する。（一部、非常勤講師が担当する。）

『特別研究』の指導に当たる教員には、十分な教育研究業績を有している教授・准教授を充てる。

なお、一つの授業科目に複数の教員が関わる場合、各授業科目の統合性を確保するため、1名の教授が科目責任者となる。

「専門教育科目」の領域と教員組織

<療養生活支援看護学領域>				<健康生活支援看護学領域>		
療養生活支援看護学総論				健康生活支援看護学総論		
(看護管理学)	(小児看護学)	(成人看護学)	(老年看護学)	(母性看護学)	(精神看護学)	(地域看護学)
中原るり子教授 博士(ヒューマン・ケア科学)	津波古澄子教授 博士(医学)	中村美知子教授 博士(栄養学)	北川公子教授 博士(看護学)	岸田(丸山)泰子 教授 博士(看護学)	日下和代教授 博士(看護学)	高木廣文教授 保健学博士
	西田志穂准教授 修士(看護学)	伊藤まゆみ教授 博士(カウンセリング科学)	菅原峰子准教授 博士(看護学)	ケニヨン充子准 教授 博士(看護学)	久保正子教授 博士(保健学)	田口理恵教授 博士(保健学)
		山崎章恵教授 博士(看護学)				河原智江教授 修士(社会福祉学)
療養生活支援看護学演習				健康生活支援看護学演習		

(2) 教員組織の年齢構成

教員組織（専任教員）の年齢構成は、以下の通り、特定の年齢層への偏りはなく、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。なお、本学の通常の定

年を超えて任用される教授が3人いるが、これについては、「学校法人共立女子学園定年規程」第3条第1項及び第2項並びに「嘱託職員雇用条件要項」第29条第4項に基づき専任教員として任用されるものであり、かつ、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の学年進行終了年度まで雇用されるものである。【資料5：学校法人共立女子学園定年規程等】

教員組織の継続性については、開設時の教育組織の水準を維持するために、退職後の後任は計画的に補充する。なお、開設時においては、専任教員15名であるが、基礎となる学部である共立女子大学看護学部看護学科教員の教育研究業績が、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教員として適当な水準に達するのを待って、順次補充していく。

（完成年度の3月31日時点の専任教員の職位別年齢構成表）

	41～50歳	51～60歳	61～65歳	66～70歳	計
教授	2	5	2	3	12
准教授	2	1	-	-	3
専任講師	-	-	-	-	-
助教	-	-	-	-	-
計	4	6	2	3	15

（3）教員の研究体制

教員の専門性に基づく研究は、学内外の共同研究者とチームを組み、活発に行われている。教育効果等に関する実践的な研究は、学部内又は大学全体で教員がチームを組み、継続的に行われている。

このような研究活動を支援し、一層の活性化を図るため、教員の個人研究費として年間35万円を支給するとともに、本学の総合文化研究所において、共同研究費として大学全体で毎年度2,100万円を予算計上している。更に、科学研究費補助金をはじめとする公的補助金並びに民間助成金の申請を支援する体制を整備し、研究活動の充実を図っている。

カ. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

（1）教育方法

教育の展開にあたっては、「広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材」の養成に資することが基本的な考え方となる。そのために、教育内容としては、最新の知見に基づき、看護学に関する理論と実践事例を関連づけて取り扱うとともに、教育方法としては、講義及び学生によるプレゼンテーション、グループディスカッション、実技演習、フィールドワーク等を効果的に組み合わせる展開していく。授業科目ごとの学生

数については、いずれも少人数とし、特に、研究指導科目においては、個別指導を中心とする。

なお、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）においては、勤労学生に配慮して、大学院設置基準第14条の適用により、次の通りの教育方法を展開する。

- ・6時限（18：40～20：10）及び土曜日開講授業を行う。
- ・標準修業年限は2年とし、最長在学年数を4年とする。

【資料6：共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）時間割】

(2) 履修指導方法

学生の履修指導にあたっては、修了後の目的を明確に認識し、それに向けて必要な課題を体系的に学修することが可能となるように、以下の履修モデルを示しつつ、学生の希望を尊重し、実務経験・学修能力・学修上の諸課題・修了後の進路等を十分考慮する。具体的方法としては、各学年の年度初めに履修ガイダンスを行うとともに、組織的な履修指導体制とするために、主たる研究指導教員及び副たる研究指導教員の2名体制で履修指導を行うこととし、学生との綿密な打ち合わせにより、計画的に指導していく。

また、研究指導の柱となるのは、「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」の2領域であり、いずれかを主として専攻する領域として、大学院に求められる「幅広く深い学識の涵養」「豊かな学識を養うための複合的な履修」の重要性を踏まえ、「療養生活」と「健康生活」の連続性の観点から、2領域の相互理解の必要性を重視し、一つの領域を主としつつも、もう一方の領域にも跨った領域横断的な履修とする。

なお、実務経験者については、実務経験を通じて、学修動機が明確になっている反面、自身の経験に強くとらわれることも想定されるため、自身の経験を複数の理論的枠組みから検討できるよう、自らの専攻分野に加えて領域内の関連分野の学修を通じて広い視野を身に付けられる履修モデルを提示する。一方、ストレートマスターについては、看護師国家試験合格レベルの基本的な知識・技能を有してはいるが、看護実践の実務経験がないことから、『共通科目』の中で特に対人支援能力の基盤強化を図る履修モデルを示すとともに、「療養生活支援看護学演習」「健康生活支援看護学演習」の両演習科目において、机上の学修とフィールドワークを並行的に行うことで実践に触れ、参加する機会を補強する履修指導を行う。

【資料7：履修モデルA1『療養生活支援看護学領域の関連テーマ』（実務経験者向け）・履修モデルA2『療養生活支援看護学領域の関連テーマ』（ストレートマスター向け）、履修モデルB1『健康生活支援看護学領域の関連テーマ』（実務経験者向け）・履修モデルB2『健康生活支援看護学領域の関連テーマ』（ストレートマスター向け）】

- ・履修モデルA1、A2：「療養生活支援に係る研究能力と看護実践能力を有し、病状の回復・安定と療養生活の質向上を支援することので

きる人材」

- ・履修モデルB 1、B 2：「健康生活支援に係る研究能力と看護実践能力を有し、健康増進と生活の質の向上を支援することのできる人材」

(3) 研究指導方法

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）における研究指導のための授業科目として、『特別研究』を配置し、指導教員による研究指導を行うとともに、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位に相応しいレベルの論文作成を行うことができるように指導を行う。

1) 主として専攻する領域及び指導教員の決定

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の入学希望者への教育課程と教員の研究活動内容の周知は、大学ホームページ及び入学案内パンフレットを通じて行う。

入学希望者が出願前に、自身で教育課程・指導教員と希望する研究テーマの適合性を検討できるよう、募集要項と入学案内パンフレットに特別研究の指導教員を明示し、指導教員の保有する学位、研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例・作成した教科書・教材についての情報を大学ホームページで公開する。募集要項には出願前に主として専攻しようとする領域の教員と事前相談を行うよう明記する。出願前の事前相談では、学生の希望する研究テーマと共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教育課程並びに指導教員との適合性について、学生の希望を尊重しつつ助言を与え、十分な検討の上、出願時に希望する主として専攻する領域と指導教員を申告させる。同じ専門分野に複数の教員がおり、入学希望者が事前相談を行う教員の選択に迷った場合の相談先として、募集要項と入学案内パンフレットに入試事務室の連絡先を明示する。入試事務室が入学希望者から相談を受けた場合は、看護学研究科看護学専攻（修士課程）研究科長と連絡を取り、入学希望者の希望する研究テーマと適合性が高い指導教員を選択し、入学希望者へ紹介する。

主として専攻する領域及び指導教員は、学生の希望を尊重し、受験前からの事前相談、入学後の履修ガイダンスに提出された「研究課題の概要」に基づき、4月の看護学研究科委員会で決定する。指導教員については、学生が専門的かつ幅広い視野で研究活動が行えるよう、主たる研究指導教員と副たる研究指導教員の複数教員により構成する。主たる研究指導教員が研究計画及び論文全般について指導するのに対し、副たる研究指導教員は、それらの助言を行うとともに、主たる研究指導教員との協力関係において指導していく。

なお、入学後特別の事情により、主として専攻する領域及び指導教員に変更の必要性が生じた場合には、看護学研究科委員会において審議する。変更に関する相談体制について、主たる研究指導教員と副たる研究指導教員がその任を担うことを履修ガイダンスで説明する。

2) 1年次の指導

学生は、入学後の履修ガイダンスにおいて、配付される「履修ガイド」に基づき、課程修了の要件・認定、修士論文等、学位授与に至るまでの説明を受ける。その際、指導教員は学生の希望を尊重し、実務経験・学修能力・学修上の諸課題・修了後の進路等を十分考慮して履修指導を行う。看護職として勤務を継続しながら修学する学生に対しては、勤務と修学が両立できるよう、バランスを考えながら履修計画を作成させる。

1年次は、『共通科目』から、必修となる「研究方法Ⅰ」を前期に履修し、看護実践における研究の意義と役割、また看護研究に求められる倫理的姿勢について身に付けていく。後期には「研究方法Ⅱ」を履修し、看護研究の代表的手法である量的並びに質的研究法の特徴、限界、方法論の具体について身に付けていく。これらに加えて、選択科目の履修をすることによって、幅広い視点から課題を捉え解決していく能力を身に付けるとともに、看護学における研究能力と看護実践能力の基盤となる素養を身に付けていく。

また、『専門教育科目』から、「療養生活支援看護学領域」と「健康生活支援看護学領域」のいずれかを主として専攻する領域として選択し、必修となる総論、特論及び演習を履修するが、研究指導教員の履修指導のもと、もう一方の領域の総論並びに他の分野の特論も履修し、包括的な視点から高度な看護学の学術理論及び応用を修得することで、領域横断的な知識と、各分野における高度な知識・能力を深めていく。

演習においては、看護実践上の課題について、学生自身の問題意識や経験にもとづく国内外の文献検討及びフィールドワークを行い、成果発表並びにディスカッションを通じて研究疑問を洗練し、研究疑問に適した研究デザインの選定と計画書作成を行い、2年次開講の『特別研究』開始前に、研究テーマと計画の大枠が定まるよう指導を行う。なお、この時点で研究計画書の完成度が十分な状態に達した学生については、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理審査委員会（以下、研究倫理審査委員会）に、研究倫理審査申請書、研究計画書及びその他の添付資料を提出し、審査を受け、研究を開始することを可能とする。研究倫理審査委員会では、本学の内外で行う人を対象とした研究のうち、研究発表を前提として実施されるすべての研究を審査の対象としており、研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否かを審査する。

本研究科においては、実務経験者とストレートマスターの双方を入学生として予定しているが、実務経験者については、実務経験を通じて、学修動機が明確になっている反面、自身の経験に強くとらわれることも想定される。そこで、経験偏重とならないよう、自らの専攻分野に加えて領域内の関連分野の学修を通じて視野を広げるとともに、先行研究や理論の裏づけをもって研究疑問を洗練していくように指導する。ストレートマスターについては、保健衛生学関係（看護学関係）の学士課程教育を通じて、看護師国家試験合格レベルの基本的な知識・技能と一定の研究能力を有してはいるが、臨床経験がないことから、現実の問題認識がやや不十分である可能性がある。そこで、研究計画の策定にあっては、演習におけるフィールドワーク及びこれを踏まえた演習におけるディスカッションを重視し、実行可能性を持って研究疑問を洗練し

ていくよう指導を行うこととする。

3) 2年次の指導

学生は、4月に2年次の履修ガイダンスにおいて、必要とする科目の履修と単位の取得等に関わる履修指導を受ける。その上で、『特別研究』において、研究課題を明確化し、研究課題に応じた実践可能な研究対象・研究方法を検討するための、さらなる文献検討を進め、「療養生活支援看護学演習」「健康生活支援看護学演習」で立案した研究計画を十分に洗練し、5月末日までに「研究計画書」を完成・提出させる。なお、「研究計画書」の提出時期及び研究倫理審査委員会における審査については、個々の学生の進捗状況に応じて柔軟に対応し、研究倫理審査委員会での承認を得たうえで各自研究を開始することを可能とする。

6月には、研究計画（研究が進捗している学生については、進捗状況）について発表する「研究計画報告会」を行い、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教員全員が出席し、研究が円滑に進行するよう指導・助言を行う。学生は、指導・助言に基づき、研究を遂行する。

10月には中間報告会を行い、調査等の実施状況並びにデータ分析の状況について発表し、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の教員全員が出席し、研究が円滑に進行するよう、研究の問題点や解決方法等の助言を行う。学生は、中間報告会での講評を踏まえつつ、分析・解析を行いながら、看護実践への貢献を念頭に論理的・系統的に修士論文を作成していく。

11月には修士論文審査のために、看護学研究科委員会において主査1名及び副査2名を選出する。

1月下旬に修士論文を提出し、2月上旬に本学の専任教員、大学院学生、希望する学部学生が参加する修士論文発表会（公開発表会）において口頭発表を行うとともに、最終試験としての口頭試問を受ける。修士論文審査会に合格した場合、3月に学位を授与する。

上記スケジュールを踏まえ、主たる研究指導教員及び副たる研究指導教員は、学生と綿密に打ち合わせをしつつ、計画的に指導していく。

【資料8：共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程） 修了までのスケジュール表】

4) 学位論文審査と体制

修士論文の審査に当たっては、主査1名及び副査2名で構成する修士論文審査会において、修士論文審査基準に基づき、修士論文としての水準及び倫理的側面等からの審査を行った結果並びに修士論文発表会（公開発表会）及び最終試験（口頭試問）の結果を踏まえて、可否を決定する。主査1名及び副査2名は、看護学研究科委員会において選出するが、主査については、学生が専攻する領域の教授とし、主たる研究指導教員と副たる研究指導教員が主査になることはできない。副査については、看護学研究科委員会において決定する。このような体制を整え、審査の厳格性及び透明性を

確保する。

5) 倫理審査

本学では、共立女子大学・共立女子短期大学研究倫理規程第 20 条第 2 項に基づき、研究倫理審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定め、関連法令、「ヘルシンキ宣言」（1964(昭和 39)年 6 月世界医師会、2013(平成 25)年改正)及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省）等の主旨に沿って、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究についての研究倫理審査を行っている。

研究倫理審査委員会の組織としては、次に掲げる委員 6 名以上かつ男女両性をもって構成し、学長が委嘱する。

- ① 人を対象とする研究に関わる教員 若干名
- ② 前号以外の家政学部、文芸学部、国際学部、看護学部、生活科学科及び文科の教員若干名
- ③ 本学に所属しない者若干名
- ④ 前各号のほか、学長が必要と認める者

研究倫理審査委員会の運営に当たっては、研究倫理審査委員会運営要領が規定されており、研究倫理審査申請書、研究計画書及びその他の添付資料に基づき、研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否か以下の項目等から審査する。

- ① 研究の意義
- ② 研究者や研究組織の適格性
- ③ 研究方法
- ④ 研究対象者に予想されるリスクと利益の比較考量
- ⑤ 研究対象者保護の方法
- ⑥ 資料入手等の方法
- ⑦ 情報保護体制の整備状況
- ⑧ 利益相反に関する状況
- ⑨ 研究結果の公表の方法

学生は、研究倫理審査委員会の承認を得ることで、研究を開始する。

【資料 9：共立女子大学・短期大学研究倫理規程等】

(4) ディプロマポリシーと修了要件

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）においては、広い視野に立って精深な学識を身に付け、高度化・複雑化する健康課題に対して展開される看護実

践を科学的に検証し、支援技術の向上と新たな支援方法の開発に貢献できる研究能力・看護実践能力を有する人材が有すべき能力を明確化し、ディプロマポリシーとして以下を掲げる。

- ① 療養生活並びに健康生活を支える看護学及び看護実践に関連する理論と最新の知見を活用することのできる能力。
- ② 看護実践上の課題を見出し、研究を計画・実施し、課題解決のための方略を提案することのできる能力。
- ③ 高度なアセスメント能力と対人支援能力を基盤とした、看護実践の質の向上を牽引する能力。
- ④ 保健医療福祉の政策・制度、組織及びシステムに働きかけ、療養生活並びに健康生活を支える環境を改善する能力。
- ⑤ ケアの対象者並びに多職種の持つ多様な価値観や背景を理解し、研究及び実践における連携・協働を推進する能力。

修了要件は、2年以上在学し、共通科目において必修科目4単位を含め10単位以上、専門教育科目において主として専攻する領域の総論2単位、特論2単位及び演習4単位の計8単位、特別研究8単位を含め、30単位以上を修得することとし、加えて、必要な指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、修士の学位を授与する。授与する学位は「修士（看護学）」である。

キ. 特定の課題について研究成果の審査を行う場合

該当なし

ク. 施設・設備の整備計画

本学では、学園中長期計画を達成すべく、全学的なキャンパス整備のランドデザインを策定し、計画的に施設・設備等の整備を行っていく方針を定めており、学園キャンパス整備検討委員会のもと、教育研究計画、財政基盤等を踏まえ、総合的な判断により、計画的にキャンパス整備を進めてきている。

(1) 校地・校舎・運動場の面積

本学の校地面積は、専用48,755㎡、共用14,760㎡、計63,515㎡であり、そのうち、運動場は、神田一ツ橋キャンパスに3,000㎡、八王子キャンパスに8,000㎡を保有しており、教育研究上支障がない。また、本学の校舎面積は、専用25,208㎡、共用46,769㎡、計71,977㎡を有しており、教育研究上支障がない。【様式第2号：基本計画書】

(2) 施設・設備の整備

神田一ツ橋キャンパスにおいては、本館のほか、2号館、3号館、4号館、6号館、7号館を校舎として使用しており、これらの校舎には、講義室を72室設置するとともに、演習室を53室、実験実習室を33室、情報処理学習施設を11室、語学学習施設を3室設置し、あらゆる授業形態や授業の規模による講義・演習が可能となっている。【様式第2号：基本計画書】

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）については、神田一ツ橋キャンパス3号館・6号館・7号館において、平成25年度に開設した基礎となる学部である看護学部看護学科が現在専用している部分を共用する。そのうえで、新たに大学院自習室（70㎡）を整備し、キャレルデスク及び書架、専門図書等を配備する。特に、図書については、日常的に使用する専門図書及び参考書、辞書等を配備することにより、大学院学生の研究環境の充実に努めている。

また、日常的に教員間の連絡を密にすることや研究室を訪れる学生に質の高い教育を提供するために、教員の個人研究室を設けるだけでなく、適宜、教員個人研究室の前にオープンスペースの「前室」を設け、教員がオフィスアワーに学生から相談を受けたり、学生同士の学修スペースに活用する等、学生と学生、教員と教員、学生と教員等、円滑にコミュニケーションを図る場が整っている。

(3) 図書等の資料及び図書館等学修支援設備の整備計画

1) 図書の整備計画

図書の整備については、専任教員により構成される選書委員会を中心に教育・研究の趣旨に沿った資料の購入計画を立てる。その際には資料提供サービスの観点から、タイトル利用可能性、要求タイトル所蔵率、館内利用数、資料利用率を上げるべく、効率的な資料構成を目指して図書雑誌等の整備を行う。

平成26年度の大学全体の蔵書数の実績で、約52万冊を保有している。内訳としては、図書で約49万冊、e-Bookで809冊、雑誌で3,994種、e-ジャーナルで17,245種、視聴覚で9,764点となっており、この整備水準を維持する。この内、特に看護学と関連性のある図書は25,471冊、学術雑誌は206種、視聴覚資料は1,337点となっており、この整備水準を維持する。看護学と関連性のあるデータベース関係では、医学中央雑誌WEB、CiNii、ProQuest Central、Science Direct、メディカルオンライン、CINAHL Complete、Wiley Online Library等を契約するとともに、主要な電子ジャーナルとしてNursing Research、MCN:American Journal of Maternal / Child Nursing、Health Education & Behavior等が閲覧可能となっている。これらは学内外問わず、どこからでも検索できるように整備している。

また、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）開設にあたり、充実した授業科目の内容に対応するために、和・図書306冊、洋・図書58冊、計364冊、視聴覚資料3点を新規整備する。今後も既設整備分を踏まえて、毎年度、教育・研究活動に直接関係のある資料を体系的に収集するため、カリキュラムや研究動向に対応して、選書していく。【資料10：図書館蔵書数と新規整備計画】

2) 新2号館と図書館の整備計画

本学では、平成28年の共立女子学園の創立130周年を見据えて、大学院・大学・短期大学の教育環境の活性化と、共立女子学園の飛躍発展の機会にすることを旨として、2号館を取り壊し、その地に新2号館を建設中である。新2号館は1号地と3号地の中間に位置し、この立地特性を踏まえ、キャンパス内での建物間の移動時の安全性、移動時間の短縮等に配慮して、講義室・図書館等を配置する計画である。新2号館は、工事、引越作業等の全ての作業を平成28年度の夏までに完了させ、平成28年9月より供用を開始する予定であり、現在遅滞なく進捗している。新2号館建替え中、教育・研究活動、事務局の業務等、神田一ツ橋キャンパスの既存の施設を代替使用しており、教育研究上支障が生じていない。

新2号館のコンセプトは、学生、教職員間の日常的かつ横断的な連携を促す交流空間や学生のニーズに応じた多彩な教育研究環境を整備し、共立女子学園の「新たな知の創造拠点」にふさわしい施設にすることであり、地下1階、地上8階建、延床面積約13,903㎡の制震構造の建物で、2号館の延べ床面積6,379㎡と比較し、2倍以上の延べ床面積となる。

図書館については、現在4号館の5階～10階が図書館エリアとなっているが、新2号館内の2階～5階にも図書館エリアを整備する。新2号館内の図書館は、近年、学修支援及び教育活動への直接の関与が求められていることを踏まえ、学生の学修、高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤を担う一つとして、「学生が集まる図書館」「多様な学修スタイルに対応する図書館」「電子図書館」の3つをコンセプトの柱とした新たな図書館として整備する。具体的には、学修支援の機能を実現するため、IT環境の整備されたアクティブ・ラーニング可能なグループ学修室、プレゼンテーションやディスカッション用設備を設置する。また、レファレンス指導、学修相談、ライティング・リーディング指導、IT相談等の窓口を開設する。また、図書館における電子化の推進をするため、資料の保管場所を考慮することなく、資料の充実を図ることができる電子書籍に対応した電子図書館を構築する。

新2号館の図書館の面積は約4,914㎡で、大学院・大学・短期大学の収容定員の合計5,443名の11.0%にあたる601席の閲覧座席数を確保しており、収容定員の1割以上の座席数がある。フロア別にゾーニングを見ると、2階を主にプレゼンテーションエリアとし、3階を主にホール・コンシェルジュ、電子図書館、視聴覚・休憩スペースとし、4階を主にレファレンスカウンター、書架、キャレル型閲覧席、個室とし、5階を主にラーニング・コモンズ、グループ学修室にする計画である。新2号館内の図書館の供用開始に伴い、現4号館の図書館は主に書庫として使用する。

なお、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の学生の授業は、3号館の講義室・演習室等を使用するため、新2号館の講義室等は、大学・短期大学の学生が使用することを想定しているが、図書館エリアについては、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の学生も利用することを想定している。

ケ. 既設の学部との関係

既設の学部との関係について、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）においては、基礎となる共立女子大学看護学部看護学科で展開している基礎看護学、成人看護学、高齢者看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護学の7つの領域について、適宜専門化を図りつつ基本的には踏襲するものであるが、社会的要請を踏まえ、この7つの領域を、病状の回復・安定と療養生活の質向上を支援する看護実践上の課題について教育研究を行うための『療養生活支援看護学領域』、または、健康増進と生活の質の向上を支援する看護実践上の課題について教育研究を行うための『健康生活支援看護学領域』の2領域に統合した。具体的には、『療養生活支援看護学領域』は、学部の基礎看護学、小児看護学、成人看護学、高齢者看護学を、また、『健康生活支援看護学領域』は、学部の母性看護学、精神看護学、地域・在宅看護学を組込む連続性の高い構造とした。

【資料 11：既設の学部との関係図】

コ. 入学者選抜の概要

(1) アドミッション・ポリシー

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）のアドミッション・ポリシーは次の通りである。

- ①本学の理念、本研究科の人材養成目的、教育目標を理解し、人々の健康と福祉の向上に向けた看護学の発展と看護実践の改善・開発に寄与する意欲を持つ者。
- ②看護学の基礎的知識や実践経験に基づき、科学的に探究すべき課題を認識し、それを表現できる者。
- ③最新の知見を学び、研究課題を探究することに、主体的に取り組む態度を持つ者。
- ④人々とその生活を支える環境を等しく看護の対象と捉え、双方に対する看護実践の改善・開発に関心を持つ者。

(2) 入学出願資格

本学では、平成 16 年 4 月に共立女子短期大学看護学科を開設し、平成 27 年 9 月まで、計 819 名の卒業生を輩出してきた。

その後、共立女子短期大学看護学科による教育実績を踏まえ、平成 25 年度に共立女子大学に開設した。同看護学部看護学科は、平成 29 年 3 月に第 1 期卒業生を迎える予定であることから、平成 29 年 4 月に共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）が開設されれば、第 1 期卒業生の進学が可能となる。

このような本学における看護学教育の経緯に鑑み、入学出願資格としては、学士の学位を取得している者だけでなく、本学大学院学則第 49 条第 1 項の 10 に基づき、「大学卒業と同等以上の学力を有する者」と認定した者も対象とする。

具体的には、「短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等大学卒業資格を有しない者で、入学時点で看護師・保健師・助産

師のいずれかとして 3 年以上の実務経験を有する者のうち、共立女子大学大学院看護学研究科の研究科委員会において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者。」を対象とする。

個別の入学資格審査においては、実務経験及び実務経験期間中の研究活動等の状況を確認し、それらを通じて身に付けることが可能な分野における論理的思考力や課題解決力等が、大学を卒業した者と同等以上の学力に相当するかを審査する。

なお、学生の受け入れは、本学の既設の研究科と同様に、女子に限らないものとする。

(3) 選抜方法、選抜体制

学生募集においては、ホームページをはじめ、大学院学生募集要項の配布等の広報に努める。

選抜方法としては、共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の人材養成目的・教育目標を踏まえ、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜試験を実施する。選抜試験の内容は、修士課程の学修に関する資質を、学力的な側面と適性の側面から判断するために、筆記試験（英語、専門分野別小論文）、面接、書類審査とし、これらを総合的に評価する。

入学者選抜体制としては、入学者選抜の基本方針、学生募集要項、合格者の判定案等の審議を共立女子大学大学院看護学研究科の研究科委員会で行うものとし、そこで合格者の判定案を受けて学長が合否判定を決定するものとする。

サ. 教職大学院において取得できる教員免許状について

該当なし

シ. 大学院設置基準第 14 条による教育方法を実施する場合

共立女子短期大学看護学科（平成 16 年度開設、平成 25 年度学生募集停止）は、平成 19 年 3 月に第 1 期卒業生を輩出しており、多くの卒業生が臨床現場で働いている。共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）については、こうした共立女子短期大学看護学科の卒業生や、近郊の保健医療機関で働く看護職の受け入れを想定していることから、大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例を実施することとする。

(1) 修業年限

修業年限は 2 年とする。ただし、社会人の就学負担を勘案し、最大 4 年までとする。

(2) 履修指導及び研究指導の方法

学生の勤務・生活状況を勘案し、指導教員と学生による綿密な相談により、学生は授業科目を履修し、研究を進めて行く。

(3) 授業の実施方法

学生の勤務・生活状況を勘案し、6時限（18：40～20：10）及び土曜日開講授業を行う。

(4) 教員の負担の程度

共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の全ての専任教員は、学部教育も担当することから、看護学部の時間割の状況、研究指導時間等の適切な設定等、過度な負担とならないように十分な配慮を行う。

具体的には、平成25年度開設した共立女子大学看護学部看護学科については、専任教員が27名、助手が2名で合計29名の教育体制を編成し、設置認可申請を行った際に特段の留意事項を付されることなく、文部科学大臣より認可を受けており、開設より今日に至るまで、充実した教育・研究活動を展開している。

ただし、平成29年度より共立女子大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）の開設を目指すことで、過度な負担とならないように十分な配慮を行う観点から、専任教員（教授）2名と助手6名を増員することとした。このことにより、平成29年4月1日の時点で、専任教員が29名、助手が8名で合計37名の体制となり、学部教育の質を確保しつつ、充実した研究科の教育研究活動を展開していける教育体制となる。

(5) 図書館等厚生施設の利用や事務局の対応

既設の研究科において、6時限（18：40～20：10）及び土曜日開講授業を行い、図書館や情報処理演習室等は21：00まで開室しており、事務局体制について十分な対応を行っている。また、学生に安全で安心できる教育環境を提供するため、本館に設置している防災センターを中心に、各建物の警備室と連携し、365日24時間体制で緊急時・非常時の対応を行っている。

ス. 2以上の校地において教育研究を行う場合

該当なし

セ. 社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合

該当なし

ソ. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

該当なし

タ. 通信教育を行う課程を設ける場合

該当なし

チ. 管理運営

共立女子大学大学院における管理運営体制については、共立女子大学大学院学則第 10 条において、大学院委員会を置く旨が規定されており、大学院委員会の構成員については、共立女子大学大学院学則第 11 条において、「学長、各研究科長、各研究科委員会の委員のうちから互選により選ばれた者各 2 名」の委員をもって組織する旨が規定されている。大学院委員会は、毎月開催され、大学院全体の運営に関する重要事項や、各研究科に共通する事項を審議し、大学院の適正な管理運営に努めている。

さらに、大学院の円滑な運営のために、各研究科に研究科委員会を置き、大学院委員会の議題の精選や教育課程や人事等で一定の独立性を確保できる仕組みとしている。研究科委員会の構成員は、共立女子大学大学院学則第 19 条において「研究科長、専攻主任及び各専攻の指導教員」と規定されている。

研究科委員会の審議事項については、①研究及び教育に関する事項、②教員の審査に関する事項、③学位の授与に関する事項、④教育課程に関する事項、⑤学生の入学、修了等学生の身分に関する事項、⑥学生の賞罰に関する事項、⑦学則及び諸規程の変更に関する事項、⑧その他研究科に関する重要な事項と規定されており、毎月開催し、審議している。

なお、上記のほか、全学的審議機関としては、学部長・科長会、財政運営会議、各種の委員会に加えて、学園将来基本構想委員会、また、そのもとに設置された大学・短期大学将来構想専門委員会がある。

本学では、研究科長が学部長を兼ねており、これら全学的審議機関において、大学院・大学・短期大学全体として検討すべき重要課題や、研究科間・学部間・研究科と学部の接続等、調整を必要とする事項について審議を行う。全学的審議機関で決定された対応方針は、研究科や学部へ伝達され、研究科や学部はこの方針に基づいて運営にあたる。

ツ. 自己点検・評価

本学では、教育の理念、目標に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検・評価することにより、現状を正確に把握、認識するとともに、その達成状況を評価し、評価結果に基づく改善の推進を図ることを目的として、自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価を実施するための組織として、大学自己評価委員会を設置している。当該委員会の構成は、学長を委員長として、各研究科長、各学部長、総合文化研究所長、図書館長、学生部長及び事務局長となっている。さらにこの委員会の下に、自己点検・評価を具体的実施するために、大学院自己評価実施委員会及び大学自己評価

実施委員会を設置している。

各委員の任期は 2 年とし、大学の組織的な点検・評価及び個々の教員の活動に対する点検・評価の両面から実施するとともに、教育研究活動の水準向上の目標を定め、その達成状況を評価し、評価の結果を改革に結び付けるシステムとして組織的かつ継続的に実施している。

テ. 認証評価

(1) 実施状況

本学においては、過去、平成 7 年度に、併設の共立女子短期大学自己評価委員会と合同で、自己点検・評価報告書として、「共立女子大学・共立女子短期大学の現状と課題」を編纂し、教育・研究活動及び管理運営等の状況について綿密な調査・検討を行い、「現状と課題」を提示した。点検・評価により明らかになった課題については、大学自己評価委員会の下、各学部・研究科及び事務局において、継続的な改善・向上に取り組んだ。

その経緯を踏まえ、本学の教育・研究活動等の水準についてさらなる向上を図るべく、平成 14 年度に「共立女子大学自己点検評価報告書」を作成した。報告書には、自己評価委員会の下に各学部、各研究科等が実施した点検・評価結果について、明確に提示した。また、本報告書をもって、平成 15 年度、財団法人大学基準協会による相互評価を申請し、平成 16 年 3 月、「大学基準に適合していることの認定」を受けた。（認定期間は平成 16 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月末日）。

これらの自己点検・評価結果並びに相互評価における勧告・助言については、本学の将来構想策定においても活用し、また、各部門においてこれに基づいて継続的に改善・向上を図った。

平成 21 年度には、こうした改善・向上の活動を受けて、改めて自己点検・評価を実施し、「共立女子大学自己点検評価報告書」として取りまとめた。当該自己点検・評価結果をもって、平成 22 年度に、財団法人大学基準協会の大学評価（認証評価）を受け、申請を行い、審査の結果、大学基準に適合しているとの認定を受けた（認定期間は平成 23 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

現在、平成 30 年 4 月以降の評価を受けるべく、準備を進めているところである。

このように、本学においては、大学自己評価委員会のもと、大学自己評価実施委員会及び大学院自己評価実施委員会における不断の点検・評価を実施している。

(2) 評価項目

平成 21 年度に実施した自己点検・評価における評価項目は、以下の通りである。

- ① 理念・目的
- ② 教育研究組織
- ③ 教育内容・方法
- ④ 学生の受け入れ

- ⑤ 学生生活
- ⑥ 研究環境
- ⑦ 社会貢献
- ⑧ 教員組織
- ⑨ 事務組織
- ⑩ 施設・設備
- ⑪ 図書・電子媒体等
- ⑫ 管理運営
- ⑬ 財務
- ⑭ 点検・評価
- ⑮ 情報公開・説明責任

(3) 評価結果の活用・公表

大学自己評価委員会を中心とした自己点検・評価活動の結果、並びに相互評価における勧告・助言を活用し、各部門においてこれに基づいて継続的に改善・向上を図るとともに、具体的な改善方策に繋げていくために、大学・短期大学将来構想専門委員会等においても、これらを活用して所要の施策を策定し、実施している。

平成15年度から平成16年度にかけて、大学・短期大学将来構想専門委員会が中心となり、①専門教育・組織再編のあり方②教養教育のあり方③教育方法の改善④神田一ツ橋キャンパスにおける集中型教育の実施を骨子とする「大学・短期大学将来構想最終報告書」（平成16年12月14日評議員会・理事会承認）を取りまとめ、これらの施策は順次実行に移していった。また、平成20年度においては、今後の社会環境の変化の中で、社会からの付託に応じて人材養成を行っていくために、①教育力の充実に関する取組②教育の質の保証を達成する日常的な取組を重点としつつ③学部等の新增設を検討することを骨子とする「平成20年度以降の大学・短期大学将来構想」（平成20年5月13日評議員会・理事会承認）を策定し、順次実施していった。そして、平成21年度に実施した大学・自己点検評価結果及びこれに基づく平成22年度の財団法人大学基準協会による大学評価結果も踏まえて、今後、教育研究等の活動の改善・充実により一層取り組んでいくこととした。

近年の状況としては、中央教育審議会をはじめ、経済団体、日本学術会議等多方面から、大学院・大学等の改革に関する提言がなされている中、平成26年5月16日、学生の主体性や能動的な学修行動を引き出し、社会が求める人材として輩出するため、アウトカム重視の教育（何を学んだか、出来るようになったか）への転換に向けた諸施策の検討を行うことを目的に、大学・短期大学将来構想専門委員会の下に、教育の質保証ワーキングチームを設置した。教育の質保証ワーキングチームは、学長のリーダーシップにより、教員・職員36名の体制で5つの部会（1.3つのポリシー検討部会、2.エビデンス・データ検討部会、3.教育内容検討部会、4.教育方法・履修指導検討部会、5.組織的な教育体制検討部会）に分かれて鋭意検討を進める体制となっており、成案を得た施策について、矢継ぎ早に実施し、平成26・27年度の私立大学等改革総合

支援事業（タイプ1）の採択等、様々な成果を上げているところである。

評価結果の公表については、平成7年度・14年度の「自己点検・評価報告書」を学内の全教職員に配付したほか、関係諸機関にも送付した。平成21年度に実施した自己点検・評価結果については、大学基準協会による評価結果とあわせて、本学のホームページにおいて公表している。今後も、社会からの評価を積極的に得ることにより、高等教育機関として本学が担うべき社会的使命の達成に、より一層役立てていく。

ト. 情報の公表

(1) 教育・研究情報の公表

本学においては、公教育の担い手として積極的に情報を公表していくことが社会的な責務と考え、教育・研究に関する情報の積極的な公表を実施している。

刊行物としては、学校法人広報誌である「共立女子学園報」を年2回発行しており、各設置校の教育に対する取組やその成果を掲載している。「共立女子学園報」の配付対象者は、在学生、その保護者・保証人、卒業生、高等学校、学生の就職先企業、学園教職員等である。

また、本学では、ホームページを活用して情報の積極的な開示を行っており、以下のような情報を公表している。

①大学の教育研究上の目的

大学及び学部・学科並びに大学院研究科の教育理念・人材養成目的や特色を公表している。

【人材養成目的】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/purpose/human_resources.html

トップ>大学・短大について>教育情報の公表>学部・学科構成及び教育研究上の目的>人材養成目的

【教育研究上の目的・教育内容・特色】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/purpose/education.html>

トップ>大学・短大について>教育情報の公表>学部・学科構成及び教育研究上の目的>教育研究上の目的

②教育研究上の基本組織

教育研究上の基本組織として、学部・学科並びに大学院研究科等の名称及び組織図を公表している。

【教育研究上の基本組織】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/purpose/organization.html>

トップ>大学・短大について>教育情報の公表>学部・学科構成及び教育研究上の目的>教育研究組織

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

教員数を学部ごと・職位ごとに年齢別・男女別に公表している。また、教員の一覧を公表し、研究科長・主任及び職位ごとの教員配置を明らかにするとともに、各教員が保有する学位、研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例・作成した教科書・教材についての情報を公表している。

【教員数】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/release/register/staff.html#point1>

トップ>大学・短大について>大学・短大の取り組み>教育情報の公表>教員に関する情報>教員数

【教員一覧・学位・業績】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/disclosure02_01.html

トップ>教育情報の公表>教員に関する情報>教員組織及び研究業績等

④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

大学及び学部・学科ごとの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）及び入学者数・編入学者数、入学者数の推移、収容定員と現員数、学年ごとの在籍学生数、卒業生数及び就職・進路データ（学部ごとの卒業生数、求職者数、求職率、内定者数、内定率、進学者数、産業別求人状況、主たる進学先及び就職先）を公表している。

【入学者受入方針】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/exam/admission/pdf/daigakuin.pdf>

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>受入れ方針

【入学者数・編入学者数】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/exam/report/2013/pdf/shinnyuusei2013.pdf>

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>入学者数、編入学者数

【入学者数の推移】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/disclosure03_01.html

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>入学者数の推移

【収容定員・現員数】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/disclosure03_02.html

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>収容定員と充足率

【学年ごとの在籍学生数】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/release/register/index.html>

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>在籍学生数

【卒業生数及び就職・進路データ】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/career/data/graduate/index.html>

トップ>教育情報の公表>学生に関する情報>卒業生数及び就職、進路データ・大学院

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画

研究科ごとに授業科目・その特色を明示するとともに、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程が理解できるよう配慮した公表を行っている。また、授業時間割及びシラバスを公表しており、シラバスには、年間の授業計画、授業科目ごとの各回の授業の内容、授業の方法、事前事後学習の指導内容等を明示している。

【授業科目】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/disclosure04_01.html

トップ>教育情報の公表>教育課程に関する情報>授業科目及び概要

【授業科目・教育課程の編成方針・特色】

(家政学研究科被服学専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kasei/course/hihuku.html>

トップ>大学院・学部・学科>家政学研究科>被服学専攻

(家政学研究科食物学専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kasei/course/food.html>

トップ>大学院・学部・学科>家政学研究科>食物学専攻

(家政学研究科建築・デザイン専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kasei/course/kenchiku.html>

トップ>大学院・学部・学科>家政学研究科>建築・デザイン専攻

(家政学研究科建築・児童学専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kasei/course/jido.html>

トップ>大学院・学部・学科>家政学研究科>児童学専攻

(家政学研究科人間生活学専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kasei/course/life.html>

トップ>大学院・学部・学科>家政学研究科>人間生活学専攻

(文芸学研究科文芸学専攻)

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/pdf/bungei_m_curri.pdf

トップ>大学院・学部・学科>文芸学研究科>文芸学専攻

(国際学研究科国際学専攻)

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/academics/graduate/kokusai/index.html>

トップ>大学院・学部・学科>国際学研究科

【授業時間割】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/education/curriculum/schedule/time.html>

トップ>大学・短大について>教育課程に関する情報>2015年度時間割

【シラバス】

<https://kyonet.kyoritsu-wu.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

トップ>教育情報の公表>教育課程に関する情報>シラバス

または

<http://kyonet.kyoritsu-wu.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>

トップ>授業・キャンパスライフ>共立シラバス>シラバス照会

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること

成績評価基準については、本学の「履修ガイド」に明示するとともに、「履修ガイド」は、本学ホームページ上でも公表している。また、授業科目ごとの成績評価基準を「シラバス」に明示し、ホームページ上で公表している。

卒業要件については、研究科等ごとに、必修科目、選択科目及び自由科目別の必要単位修得数を明らかにしており、また、取得可能な学位に関する情報を公開している。

【成績評価基準（履修ガイド）】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/education/curriculum/pdf/kyoritsu-wu_guide_m.pdf

トップ>「大学・短大案内」>「授業・キャンパスライフ」>大学院履修ガイド (P31)

【シラバス】

<https://kyonet.kyoritsu-wu.ac.jp/up/faces/login/Com00501A.jsp>

トップ>教育情報の公表>教育課程に関する情報>シラバス

または

<http://kyonet.kyoritsu-wu.ac.jp/up/faces/up/co/Com02401A.jsp>

トップ>授業・キャンパスライフ>共立シラバス>シラバス照会

【卒業要件】

http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/disclosure04_01.html

トップ>教育情報の公表>教育課程に関する情報>授業科目及び概要

【取得可能な学位】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/disclosure/degree.html>

トップ>教育情報の公表>教育課程に関する情報>本学で取得できる学位

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパスマップ（キャンパスの所在地を含む）、主な交通手段、キャンパス概要、施設設備等の教育環境に関する情報を公開している。

【教育研究環境】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/access/kanda/campus.html>

トップ>キャンパス・施設>キャンパス・施設目次

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

研究科ごとに、入学金、授業料、施設設備維持費及びその他の納入金についての情報を公表している。

【学生納付金】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/exam/gakuhi/index.html>

トップ>教育情報の公表>学生納付金に関する情報

⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

学生支援に関する情報として、履修指導、メンタルヘルス等学修及び学生生活支援に関する情報、奨学金に関する情報、国際交流に関する情報、取得可能な資格・免許や就職サポート体制についての情報を掲載している。

【学修及び学生生活支援・奨学金】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/campus/>

トップ>授業・キャンパスライフ>授業・キャンパスライフ目次

【国際交流】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/international/>

トップ>国際交流>国際交流目次

【就職・進路支援】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/career/>

トップ>就職・進路>就職・進路目次

⑩その他

教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報については、「⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」に示したホームページの該当ページにおいて明示している。今後、学生が修得すべき知識・能力については、より具体化を図り、公表していく。

諸規程としては、学則を公開している。また、平成 21 年度に実施した大学自己点検評価報告書、大学基準協会による認証評価結果を公開している。

学部等の設置については、次の通り公開している。

- ・平成 22 年度 家政学研究科 建築デザイン専攻 設置届出書
家政学研究科 児童学専攻 設置届出書
国際学研究科 国際学専攻 設置届出書
- ・平成 24 年度 看護学部 設置認可申請書
- ・平成 26 年度 国際文化学部 廃止届出書
- ・平成 26 年度 短期大学 収容定員変更に係る学則変更届出書
- ・平成 26 年度 家政学部児童学科 収容定員増加に係る学則変更認可申請書
- ・平成 26 年度 大学院文芸学研究科 設置届出書
- ・平成 27 年度 短期大学看護学科 廃止届出書
- ・平成 21～26 年度 設置計画履行状況報告書

【共立女子大学大学院学則】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/regulations/pdf/2012daigakuin.pdf>

トップ>大学・短大について>教育課程に関する情報>学則

【大学自己点検評価報告書、大学基準協会による相互評価結果】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/outline/hyouka.html>

トップ>大学・短大の取り組み>大学基準協会大学評価

【設置認可申請書等】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/outline/setti/>

トップ>大学・短大の取り組み>設置等の認可申請・届出

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/about/outline/kanren/>

トップ>大学・短大の取り組み>設置履行状況報告書

(2) 財務・経営情報の公表

財務・経営情報については、学園の決算の状況及び事業報告書、予算及び事業計画について公開している。公開の媒体として、学園ホームページと「共立女子学園報」を活用している。

ホームページ上では、決算の状況及び事業報告として、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、事業報告書、監事監査報告書、内部監査の意見書、在学生・生徒・園児数を公開している。予算及び事業計画としては、資金収支予算書、事業活動収支予算書（平成 26 年度以前は消費収支予算書）、事業計画書を公開している。また、決算では「決算の概要」、予算では「予算の概要」もあわせて公開し、閲覧者の理解が容易となるよう努めている。

学園報においては、決算の状況及び事業報告として、事業報告書における「Ⅱ. 事業の概要」と「Ⅲ. 財務の概要」の内容を抜粋して掲載している。予算及び事業計画としては、事業計画書の内容を抜粋して掲載している。

また、本学では外部機関より、長期優先債務格付を取得しており、取得結果について、公開している。

なお、本学の特徴的な取組として、活動目的別の学費等の使途説明に関する情報開示が挙げられる。財務計算書類は、収支の状況が勘定科目別に記載されているため、支出内容がそもそもどのような目的に支出され、それに対してどのような収入源泉が充てられているかを読み取ることはできない。そこで本学では、教育・研究、学生支援といった活動ごとの支出額と、それらに充てられた収入源泉がわかる活動目的別の使途説明に関する情報を学部別に明らかにしている。具体的には支出を下記の項目に分け、それに対応する収入源泉を列記する方法をとり、円グラフにして「収入・使途説明グラフ」としてホームページに掲載している。

【財務・経営情報】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/financial/disclosure/index.html>

トップ>教育情報の公表>財務情報

【学園報】

<http://www.kyoritsu-wu.ac.jp/univ/information/report/>

トップ>共立女子学園>共立女子学園報

ナ. 教員の資質の維持向上の方策

(1) 大学院全体としてのFDの取組

本学では、平成25年12月17日の評議員会・理事会において、「学園中長期計画」が承認・決定されており、その中において、教育改善への組織的な取組（FD活動の推進）を挙げている。大学院のFD活動の推進にあたっては、全教員が大学院の理念や教育上の目的について共通認識を持ち、FDの重要性に関する意識の涵養、授業内容・方法の改善を図るため、共立女子学園将来基本構想委員会のもとに、共立女子大学大学院FD委員会を置いている。FD委員会は、学長、各研究科長、各研究科から選出された大学院委員会委員、教務課統括課長により構成され、FDの企画・実施・評価等を行っており、FDの推進を担っている。また、FD委員会の委員は、学外で開催される教育方法に関するセミナー等の研修へ積極的に参加し、その結果を委員会や各研究科にフィードバックする等の活動も行っている。

(2) シラバスシステムの活用

本学では、ウェブシラバスとして『共立シラバス』を導入・運用している。全授業科目について、授業概要、目標、授業回ごとの授業計画、事前事後学習、授業方法、成績評価基準、成績評価方法、試験方法、教科書・参考文献を明示している。シラバスを通じて十分な準備学習や復習等の指示を与え、学生の主体的な学修を促し、学生が学修成果を確実に達成することができるようにするとともに、教員・学生間での双方向の授業を成立させることを目指している。

(3) kyonet（共立教育ネットワーク）の運用

kyonet（共立教育ネットワーク）は、ウェブ上に学生の個人ポータルを設け、これを通じて学生との双方向のコミュニケーションを行い、学修支援を行うシステムである。kyonetには、学生からの質問や相談に個別に回答する機能が備わっており、これを活用して、例えば、教員が学生からの履修相談や授業に関する質問に回答したり、授業時間外の教室外学習の指示や授業資料の事前・事後配付、課題の事前・事後管理を行う等、学修効果を高める仕組みとして活用している。

(4) 授業見学

FD委員会を中心に、毎年度学生の父母を含めた学外関係者による授業見学会を実施している。この取組は、学生の父母等に本学の教育に対する理解を深めてもらうとともに、授業内容・方法に関する意見を求め、教員にフィードバックを行うことで、教育改善に資することを目的としている。なお、授業見学は、本学の教職員が参加する

ことも可能であり、FD 委員会の委員は、他の教員の授業を見学し、その結果を委員会において報告し、授業内容・方法改善の検討に活用している。また、平成 27 年度については、教員・職員合同による FD・SD 合同研修会を実施し、高等教育に関する社会的要請、教育の質を保証する取組、内部質保証システムの確立等、教職員の見識を高めるとともに交流を推進した。

以 上